

役員選任規則

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人神奈川県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第42条の規定に基づき、役員等の選任について本規則を定める。

(定義)

第2条 本規則において役員とは、定款第15条に定める会長、副会長、専務理事、常務理事、理事及び監事とする。

2 本規則において役員等とは、前項に定める役員及び定款第20条に定める顧問とする。

第2章 理事候補者の資格基準

(理事候補者の資格基準)

第3条 理事の候補者は、定款第6条第2項に定める正会員でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定款16条第3項に定める理事の候補者は正会員に限らない。

第3章 役員候補者の決定

(理事候補者)

第4条 規則に定める支部は、当該支部の支部総会において選任される者1名を、本会の理事候補者として会長に推薦する。

2 支部は、理事会の決議により、前項の候補者とは別に理事候補者を会長に推薦することができる。

3 会長は、前2項の推薦があった理事候補者と、自ら推薦する理事候補者を理事会に報告する。

4 前項において、会長が自ら推薦する理事候補者を決定するときは、他の役員等と協議を行う。

5 理事会は、会長からの報告をもとに理事候補者を決定し、総会に提案する。

(監事候補者)

第5条 監事候補者は、会長が他の役員と協議の上決定し、理事会に報告する。

2 理事会は、会長からの報告をもとに監事候補者を決定し、総会に提案する。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者)

第6条 会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者は、会長が他の役員と協議の上決定し、理事会に報告する。

2 理事会は、会長からの報告をもとに前項の候補者を決定し、総会ならびに当該総会で選任される理事に報告する。

第4章 役員等の選任

(理事および監事の選任)

第7条 本会の理事および監事は、定款第16条第1項に定めるとおり、総会において選任する。

2 前項の総会が理事および監事の選任をするときは、第4条第5項および第5条2項の提案を受けなければならない。

(会長および副会長の選任)

第8条 前条の総会で選任された理事は、その選任後直ちに理事会を開催し、定款第16条第4項に定めるとおり、会長および副会長を選任する。

- 2 前項の理事会が会長および副会長の選任をするときは、前項の理事は第 6 条 2 項の報告を受けなければならない。
- 3 前 2 項の理事会は、会長および副会長の選任結果について、遅滞なく正会員に通知しなければならない。ただし、当該理事会が、前条の総会終了前に開催されたものであるときは、当該総会に報告することで通知とみなす。

(専務理事、常務理事の選任)

第 9 条 第 7 条で選任された理事は、理事会を開催し、定款第 16 条 5 項に定めるとおり、専務理事および常務理事を選任することができる。

- 2 前項の理事会が専務理事および常務理事の選任をするときは、前項の理事は第 6 条 2 項の報告を受けなければならない。
- 3 前 2 項の理事会は、専務理事および常務理事の選任結果について、遅滞なく正会員に通知しなければならない。ただし、当該理事会が、前条の総会終了前に開催されたものであるときは、当該総会に報告することで通知とみなす。

(顧問の選任)

第 10 条 定款 20 条で定める顧問は、第 8 条で選任された会長が、理事会の決議を経て委嘱する。

第 5 章 附則

第 11 条 本規則に定めるもののほか、役員等の選任に関し必要な事項は理事会において定める。

第 12 条 本規則の改廃は、定款第 42 条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

第 13 条 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。